

大規模集客施設の立地に関する方針

平成19年11月

山梨県

目 次

第1章 総論

- 1 方針策定の背景 2
- 2 大規模集客施設の適正立地に関する基本的考え方 3
- 3 方針の性格と役割 4

第2章 都市計画制度の活用等による適正立地の促進

- 1 都市計画法等改正による大規模集客施設の立地規制強化の概要 . . . 6
- 2 都市計画制度の活用等による適正立地促進の手立て 7

第3章 施設設置者による立地計画の早期届出等

- 1 対象施設等 11
- 2 立地計画届出等の手続 12
- 3 広域調整等における提出意見の勘案 14

第4章 施設設置者の積極的な地域貢献活動の促進

- 1 対象施設等 16
- 2 大規模小売店舗の設置者に求める地域貢献活動 17
- 3 地域貢献活動基本計画の提出等の手続 22

第5章 方針の推進にあたって

- 1 推進体制 26
- 2 県の役割と他機関への期待 26

雑 則

- 施行期日 27
- 経過措置 27

- 様式編 28

《大規模集客施設とは》

広域にわたり都市構造に大きな影響を与える店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超える施設

第1章 総論

1 方針策定の背景

(1) 都市構造改善のための大規模集客施設立地適正化の必要性

中心市街地は、商業・業務などさまざまな都市機能が集積する、街の「顔」とも言うべき場所です。長い歴史の中で育まれてきた独自の文化や伝統、蓄積されてきた社会資本は、今後も守り引き継いでいく必要があるばかりでなく、急速に進展する少子・高齢社会を見据えたまちづくりを考えたとき、その存在と役割はますます重要になるものと考えられます。

近年、郊外への市街化の低密度拡散、モータリゼーションの進展、産業構造・流通形態や消費者行動の変化などを反映して、郊外地域に大型店などの大規模集客施設の立地が続く状況が見られ、既存市街地を取り巻く社会的・経済的環境は激変しています。

とりわけ本県においては、極めて高い自動車依存度や都市近郊への人口転出の進行等を背景に、大規模集客施設等の都市機能の郊外立地が続いており、これがさらに低密度市街地の拡散に拍車をかけるなど、都市構造の適正化の重大な阻害要因となってきています。

全国的に見ても、少子高齢・人口減少社会の進展、財政健全化の要請、環境重視の持続可能な地域づくりへの関心の高まりなどを背景に、既存のまちづくり資本ストックの再活用や、歩いて暮らせるまちづくりの一層の推進、郊外への市街化拡散抑制と市街地への都市機能集約が重要な課題となっています。

こうしたことから、国においては、中心市街地の衰退を商業だけの問題と捉えず、都市機能の拡散に伴う都市構造上の問題であると規定し、いわゆる「まちづくり三法」のうち都市計画法・中心市街地活性化法の見直しを実施しました。

本県としても、平成19年5月に策定した「やまなし都市づくりの基本方針」を踏まえ、都市構造に大きな影響を及ぼす大規模集客施設については、その立地の適正化を促進するために、関係機関との連携のもと、適切かつ迅速に対応する必要があります。

(2) 大規模な商業施設の社会的貢献促進の必要性

大規模集客施設のうち、特に商業施設については、経済活動で享受する便益に見合った社会的責任を果たすべき存在としての位置づけが明確化されてきています。

- ・ 大規模小売店舗立地法に係る「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」が改定され、大規模小売店舗設置者の社会的責任が明記されました。
- ・ 改正中心市街地活性化法において、事業者の責務規定（国又は地方公共団体の中心市街地活性化施策の実施に必要な協力）が新設されました。

これを受け、本県としても、まちづくりへの主体的な関わりの促進を通じて大規模集客施設の立地適正化を図るため、大規模な商業施設の設置者の責務を明らかにし、地域社会への自主的貢献の取組を誘導・推進することが必要になってきています。

2 大規模集客施設の適正立地に関する基本的考え方

(1) 郊外部の保全と市街地への集積

県土は、世代を超えた県民共有の資産として、その有効利用の促進と適正な保全を図ることが必要です。

県土の均衡ある発展と良好な生活環境の確保を、調和的に実現していくためには、都市的な利用を図るべき地域とそれ以外の地域を区分し、都市的土地利用については、高度化・合理化・効率化を図っていくことが基本となります。

このため、中心市街地などの既成市街地に都市機能を集約的に配置し、適正規模のコンパクトな市街地を形成していくことが重要になっています。

一方、広域的な集客力を有する大規模集客施設の分散的な郊外立地は、中心市街地の空洞化の要因となるほか、低密度宅地の郊外拡散を助長する要因となり、都市圏の構造形成に大きな影響を及ぼします。

このため、大規模集客施設により提供される商業等の機能については、必要な都市機能の一部として、中心市街地やその他の既成市街地への集積・誘導を基本とし、立地適地の限定に努め、適正な開発誘導のための調整を十分実施していくこととします。

都市的土地利用による大規模集客施設の立地は、もとより、関係法令及びこ

れに基づくゾーニングを遵守した上で行われるべきことが大原則となります。

特に、農業の振興を図ることが必要な地域においては、大規模集客施設の分散的な立地を極力抑制することとします。とりわけ、農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、大規模集客施設の立地を目的とする都市的土地利用への転換については、関係法令を厳正に適用し、慎重に対応していきます。

(2) 地域貢献活動を通じた立地地域との共生

大規模集客施設のうち、特に大規模小売店舗については、近隣の地域住民や、生産・消費などの経済活動を営む県民の日常生活と密接に関わる事業活動を展開する主体です。

大規模小売店舗が、地域社会の一員として積極的に地域貢献活動に努めた場合には、その立地が地域にとってメリットとなり得る反面、営利企業体として経済合理性を追求する行動が過度に徹底された場合には、周辺地域の経済活動やまちづくりに与える悪影響が深刻化するおそれがあり、その動向は地域・県民に大きな影響を及ぼします。

ゆえに、大規模集客施設の立地適正化の一環として、大規模小売店舗が市町村、地域住民等と連携し、地域との共生を図りつつ、地域貢献活動に積極的に取り組むことが重要となります。

このため、本県としては、大規模小売店舗の立地に当たり、設置者に対し地域の住民等との主体的な協調と連携を促すとともに、地域貢献活動の実施を要請していきます。

このことにより、大規模小売店舗を取り巻く地域の中心市街地や商店街などの活性化、大規模小売店舗の商業活動に付随して生じる事業活動がもたらす地域経済活性化への貢献などの効果を期待するものです。

3 方針の性格と役割

この方針は、「やまなし都市づくりの基本方針」の趣旨を踏まえ、大規模集客施設の立地に関する県の考え方を明らかにするとともに、立地適正化を図るために必要となる取組の実務的指針として策定するものです。

広域的な都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地適正化のためには、県の関与のほか、市町村・事業者（施設設置者など）の深い理解と協力が欠かせません。

この方針においては、大規模集客施設の設置者などが取るべき手続を新たに設ける（第3章・第4章）とともに、県・市町村・事業者それぞれが果たすべき役割を明らかにします。

【各主体に対するこの方針の役割】

主 体 名	役 割
県	大規模集客施設の立地に伴う関係事務の実務遂行上の指針 ・ 大規模集客施設の立地に関する改正都市計画法の運用にあたり参考とすべき指針 ・ 関係法令の運用を補完する法定外手続（立地計画の早期届出等手続・地域貢献活動基本計画の提出等手続）に関する指針
市 町 村	大規模集客施設の立地に伴う関係事務（都市計画制度その他土地利用調整関係事務等）の処理にあたり広域的な観点から参考とすべき事項
事 業 者	立地計画初期段階において求められる事前手続のガイドライン 出店後に実施が求められる地域貢献活動の内容及び地域貢献活動基本計画の提出等手続のガイドライン

第2章 都市計画制度等の活用による適正立地の促進

1 都市計画法等改正による大規模集客施設の立地規制強化の概要

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年5月31日公布）による改正都市計画法では、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地にあたっては、一旦立地を制限した上で、都市計画の手続を経ることにより、地域の判断を反映した適切な立地を確保することとされました。

改正法に盛り込まれた事項の概要は、次のとおりです。

(1) 市街化区域、用途地域における立地規制

立地可能な用途地域が見直され、6地域から3地域へ限定。

(2) 非線引き白地地域等における立地規制

非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では原則立地不可。

【大規模集客施設の立地可能・不可能地域一覧】

改正法施行日：平成19年11月30日

地域の種別		改正前	改正後	
都市計画区域	住居系	第一種低層住居専用地域	×	×
		第二種低層住居専用地域	×	×
		第一種中高層住居専用地域	×	×
		第二種中高層住居専用地域	×	×
		第一種住居地域	×	×
		第二種住居地域		×
		準住居地域		×
	商業系	商業地域		
		近隣商業地域		
	工業系	準工業地域		
		工業地域		×
		工業専用地域	×	×
	白地地域			×
	市街化調整区域		×	×
準都市計画区域（白地地域）			×	

(3) 用途を緩和する地区計画制度の創設

規制強化される用途地域及び非線引き都市計画区域内の白地地域において、立地を認めうる新たな地区計画制度（開発整備促進区）を創設。

(4) 準都市計画区域制度の拡充

農地を含め土地利用の整序や環境の保全が必要な区域を広く指定できるよう、準都市計画区域の要件を緩和し、指定権者を都道府県に変更。

(5) 広域調整手続の充実

都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村からの意見聴取などが可能。

2 都市計画制度の活用等による適正立地促進の手立て

(1) 都市計画区域

都市計画区域マスタープラン

次期都市計画区域マスタープラン においては、大規模集客施設の立地を適正に誘導し、中心市街地の再生を推進するため、周辺環境、配置のバランス、交通利便性等の都市政策的判断から立地のあり方を定めることとします。

「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法に基づき県が定めることとされている都市計画区域の整備、開発及び保全の方針をいい、次期マスタープランは平成22年から計画期間に入る予定です。

立地適地の経過的基準

次期都市計画区域マスタープラン策定までの間においても、改正まちづくり三法の趣旨に留意した上で、大規模集客施設の立地適地を経過的に次のとおりとし、これらの地域以外における立地は、抑制を基本とします。

【経過的基準】

立地を誘導すべき地域として行政計画上の位置づけがある地域又は「やまなし都市づくりの基本方針」に掲げる中心市街地・拠点の地域特性を有する地域であって、次に該当する地域

- ・ 都市計画法に基づく用途地域のうち商業地域・近隣商業地域・準工業地域（中心市街地活性化基本計画の国の認定を受けようとする市町村に係るものを除く。）

- ・ 中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画に定められた中心市街地の区域
- ・ 現行都市計画区域マスタープランにおいて商業・業務地として位置づけられた地域（法令による土地利用規制のないものに限る。）

市町村の都市計画決定等協議に係る広域調整

県は、市町村が定めようとする大規模集客施設の立地に係る都市計画の知事同意にあたり、都市計画法の規定に基づき、必要に応じ、関係市町村に対して資料提出、意見開陳・説明その他必要な協力を要請し、調整（以下「広域調整」といいます）を十分行います。

広域調整に際しては、概ね次の事項を勘案して実施します。

【勘案事項】

ア 県の策定するまちづくり・土地利用諸計画との整合性

- 例) ・ やまなし都市づくりの基本方針 ・ 都市計画区域マスタープラン
- ・ 国土利用計画（県計画） ・ 県土地利用基本計画
 - ・ 農業振興地域整備基本方針

イ 立地市町村のまちづくり・土地利用諸計画での位置づけ

- 例) ・ 市町村総合計画 ・ 国土利用計画（市町村計画）
- ・ 市町村都市計画マスタープラン ・ 中心市街地活性化基本計画
 - ・ 農業振興地域整備計画

ウ 周辺の関係市町村¹のまちづくりに与える影響

- ・ 周辺の関係市町村における都市機能や市街地活性化施策の効果に与える影響
- ・ 関係市町村が開陳した意見の都市計画上の根拠及びその合理性

エ 周辺地域²の居住環境に与える影響

- ・ 車両や人の進入増に伴う、騒音・排気ガス等による環境への影響や、生活道路を利用する歩行者の交通安全性への影響
- ・ 景観に与える影響及び街並みづくりへの配慮の有無

オ その他、広域的に都市構造に与える影響

- ・ 周辺地域³の交通動態に及ぼす影響
- ・ 周辺地域³の道路等社会基盤の新規整備の必要性和整備計画の有無
- ・ 公共交通アクセスの利便性

- 1 ウの「周辺の関係市町村」の範囲は、次のとおりとします。
 - 協議市町村（＝大規模集客施設の立地予定市町村）の隣接市町村
 - 協議市町村と同一の都市計画区域を行政区域とする市町村
 - その他、広域的な影響の範囲内にあるものとして知事が必要と認めた市町村
- 2 エの「周辺地域」とは、概ね、大規模集客施設を設置する地点を中心とする半径1キロメートル以内の地域をいうものとします。
- 3 オの「周辺地域」とは、概ね、協議市町村及び 1 に掲げる市町村の行政区域をいうものとします。

準工業地域における立地抑制

準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、国においては、中心市街地活性化基本計画の認定にあたり、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われることを条件としています。

こうした国の考え方を踏まえ、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村に係る準工業地域については、都市計画法に定められた規制手法の市町村による活用を促し、立地抑制に努めます。

また、中心市街地活性化基本計画の認定を受けようとする市町村と周辺の市町村の間で、準工業地域相互間での立地規制に著しい不均衡が生じることを避けるため、関係市町村への情報の提供や技術的な助言を行っていきます。

市町村に対する技術的助言

市町村は、まちづくりに一義的に責任を負う主体であり、その判断を尊重すべきことは当然ですが、広域の見地から都市構造の適正化を図る県の責務を果たすため、都市計画の諸制度を用いた大規模集客施設の立地適正化全般について、市町村に対し積極的に技術的助言を行っていきます。

(2) 都市計画区域外

準都市計画区域の指定制度等

準都市計画区域の指定制度を活用するなど、改正都市計画法施行後の立地集中が懸念される都市計画区域外の農地等の保全に努めます。

農振制度・農地転用制度の厳正運用

都市計画区域内の大規模集客施設立地規制の強化に伴い、立地の集中が懸念される都市計画区域外の農地については、の準都市計画区域指定制度の活用のほか、農振制度・農地転用制度の厳正な運用により、大規模集客施設の無秩序な立地を抑制していきます。

大規模集客施設の立地に係る規制(区域別)と本方針の考え方

区分		用途地域等	法定事項(1)	方針の考え方
都市計画区域内	用途地域内	第一種低層住居専用地域	立地不可	立地不可
		第二種低層住居専用地域		
		第一種中高層住居専用地域		
		第二種中高層住居専用地域		
		第一種住居地域		
		第二種住居地域	用途地域変更または地区計画決定により立地可	用途地域変更等においては、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 〔 県の諸方針・計画との整合性 市町村諸計画での位置づけ 周辺市町村のまちづくりへの影響 周辺の居住環境への影響 交通動態、社会基盤整備の必要等 〕
		準住居地域		
		工業地域		
		工業専用地域		
		商業地域	規制なし	立地可能
	近隣商業地域			
	準工業地域			
	用途地域外	非線引き都計区域の白地地域	用途地域指定または地区計画決定により立地可	用途地域指定等においては、広域的に都市構造に与える影響等を勘案し、支障の有無を判断 〔 県の諸方針・計画との整合性 市町村諸計画での位置づけ 周辺市町村のまちづくりへの影響 周辺の居住環境への影響 交通動態、社会基盤整備の必要等 〕
		市街化調整区域	原則立地不可	原則立地不可
都市計画区域外			立地抑制 ・準都市計画区域の指定制度活用 ・農振・農地転用制度の厳正運用	

1 「法定事項」の欄は、平成19年11月30日施行の改正都市計画法による。

2 中心市街地活性化基本計画を作成する市町村は、準工業地域に特別用途地区等を活用して立地規制を実施することが国の認定の条件となる。

第3章 施設設置者による立地計画の早期届出等

《本章の意義》

大規模集客施設を設置しようとする者が、各種法令に基づく手続に入る前の計画初期段階で行う必要がある、事前届出等の手続について定めたものです。

1 対象施設等

(1) 対象施設

本章の手続が必要となる施設（以下「対象施設」といいます。）は、次のとおりです。

- ア 新設が予定される大規模集客施設¹
- イ 増床により新たに大規模集客施設となるもの²
- ウ 既存の大規模集客施設であって、3,000㎡を超える増床を行おうとするもの²

- 1 床面積1万㎡以下の集客施設が複数棟建築される場合で、これらの複数の施設が駐車場などの施設を共用することにより一体的な利用がされる場合など、個別の事案の利用形態等からみて用途上不可分な関係にあるときは、これら複数の建築物の床面積の合計が1万㎡を超える場合には、本章の手続が必要になります。
- 2 既存施設の周辺に別棟が設置される場合に、当該設置が「増床」に該当するかどうかは、1に準じ、これらの複数の施設が駐車場などの施設を共用することにより一体的な利用がされる場合など、用途上不可分な関係にあるか否かによって判断します。

(2) 適用除外

中心市街地の活性化に関する法律の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域又は第2種大規模小売店舗立地法特例区域に立地する対象施設については、本章2(3)から2(5)までは、適用しないこととします。

(3) その他

本章の手続は、(2)で適用除外とされたものを除き、10ページの表に掲げるすべての地域（商業地域・近隣商業地域も含みます。）に係る対象施設について必要となります。

2 立地計画届出等の手続

(1) 立地計画書の届出

対象施設の設置予定者は、あらかじめ、施設の名称、立地予定場所、施設の規模・業種その他の必要事項を記載した立地計画書を知事に届け出てください。

ア 新設の場合・・・『立地計画書（新設）』《第1号様式》

イ 増床の場合・・・『立地計画書（増床）』《第2号様式》

立地計画書の届出は、次に掲げる法定手続のうち最も早く開始するものの遅くとも3か月前までに行ってください。

ア 都市計画法に基づく開発行為許可申請

イ 農地法に基づく農地転用許可申請

ウ 大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出

エ 建築基準法に基づく建築確認申請

(15ページ参照)届出から(3)の報告までに必要と見込まれる期間を勘案し、3か月に必要な期間を加えるなど、届出時期を適切に判定してください。

にかかわらず、次に該当する場合は、それぞれに掲げる時期までに、立地計画書を知事に届け出てください。

ア 市町村において対象施設の立地に係る都市計画の決定、変更等が必要な場合：都市計画法に基づく知事への同意協議にあたり、当該市町村から県に下協議が行われる時

時期の詳細については、立地市町村にお問い合わせください。

イ 対象施設の立地に係る環境影響評価が必要な場合：環境影響評価方法書の知事への送付時（判定の届出が必要なときは、その届出時）

ウ 対象施設の立地に係る土地につき、農業振興地域農用地区域からの除外が必要な場合：当該土地について市町村へ農用地区域の除外申出が行われる時

対象施設が土地区画整理事業の一部として保留地上に立地されることとなる場合は、設置予定者（設置予定者が未定の場合は、当該土地区画整理事業を施行しようとする者）は、当該土地区画整理事業の事業計画案に係る県への下協議が行われる時までに、立地計画書を知事に届け出てください。

土地区画整理事業組合設立準備会その他施行者の前身として土地区画整理事業の事業化を推進する団体等をいいます。

立地計画書を届け出た者（以下「立地計画書届出者」といいます。）は、立地計画書に記載した届出事項に変更があったときは、速やかに『立地計画変更届出書』《第3号様式》により知事に届け出てください。

（2）立地計画情報の公表

知事は、立地計画書の届出があったとき、及び立地計画変更の届出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

（3）立地計画説明会の開催

立地計画書届出者は、届出後速やかに、立地予定市町村において、立地計画の概要を周知するための説明会を開催してください。

の説明会開催にあたっては、開催日時、場所その他出席者に必要な情報を、新聞広告などの手段により、広く周知してください。

立地計画書届出者は、の説明会を開催したときは、その結果について、『立地計画説明会開催結果報告書』《第4号様式》により、開催後速やかに、知事に報告してください。

知事は、開催結果報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

（4）市町村・住民意見の提出機会の提供等

次に掲げる市町村及びその住民等は、知事が立地計画書を公表した日から、（3）の説明会開催結果報告書の公表日後2週間を経過する日までに、知事に対して当該立地計画に関する意見を『立地計画に関する意見書』《第5号様式》により提出することができます。

ア 届出に係る施設の立地予定市町村

イ 立地予定市町村の隣接市町村

ウ 立地予定市町村と同一の都市計画区域を行政区域とする市町村

エ 上記のほか、知事が必要と認めた市町村

知事は、により市町村及び住民等から意見が提出されたときは、意見提出期間の終了後2週間以内に、その意見の概要を県のホームページにより公表します。

(5) 県意見の陳述・公表等

知事は、(3)の説明会開催結果及び(4)の意見内容を踏まえ、立地計画書届出者に対し、(3)の説明会開催結果報告があった日から原則として45日以内に、届出のあった立地計画に関する県としての意見を述べる(特に意見がないときは、その旨を通知する)ものとします。

知事は、県意見の陳述にあたっては、に掲げる事項に加え、関係法令、「やまなし都市づくりの基本方針」及びこの方針に照らして適切な計画であるかどうかを観点とするほか、第2章の2(1)(8ページ参照)に掲げる勘案事項を踏まえて意見を作成するものとします。

知事は、立地計画書届出者に対して意見を述べたときは、速やかにその内容を県のホームページにより公表します。

立地計画書届出者は、による県意見の送付を受けたときは、当該意見への対応について知事に報告するよう努めてください。

知事は、立地計画書届出者からによる報告があったときは、速やかにその内容を県のホームページにより公表します。

3 広域調整等における提出意見の勘案

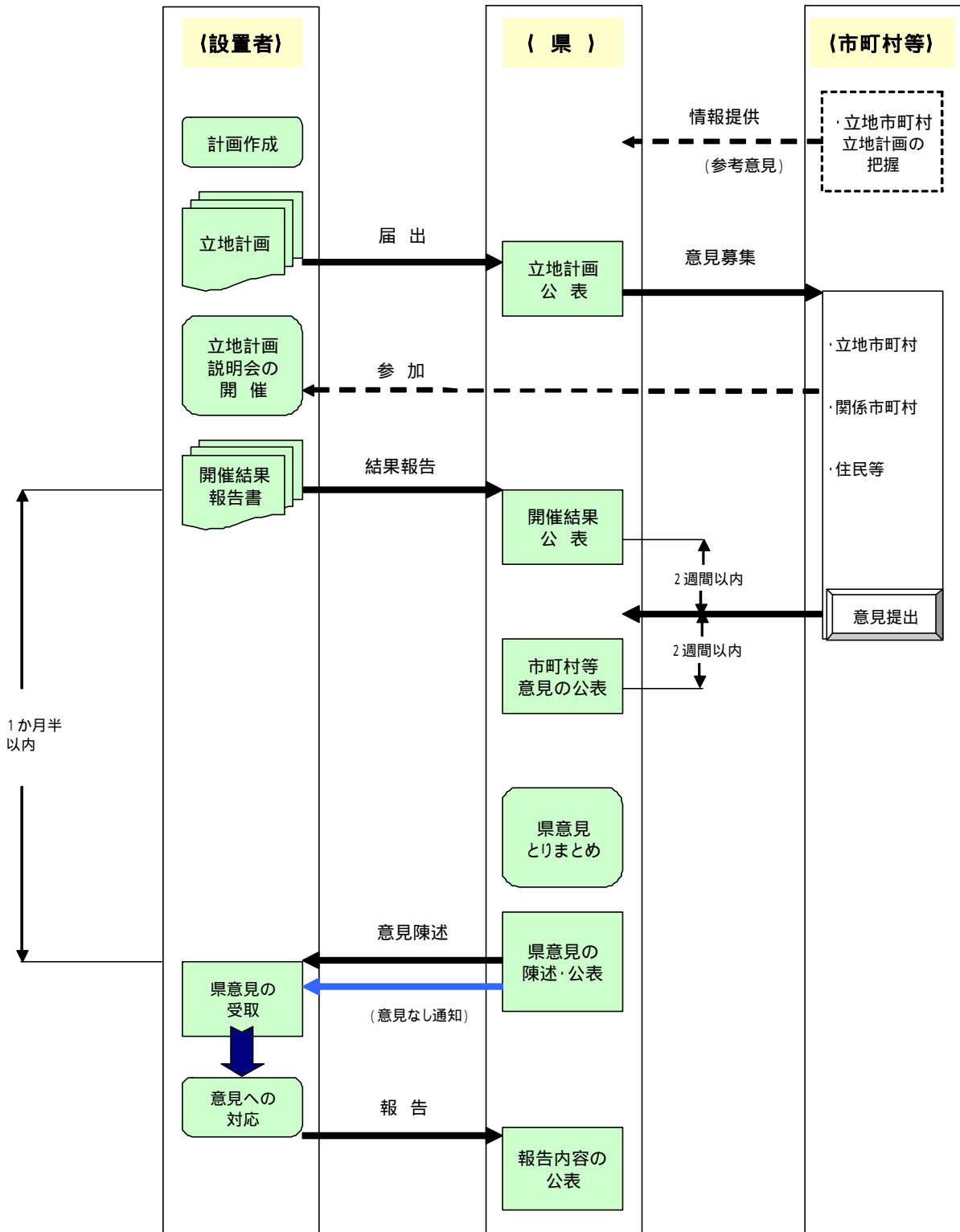
(1) 市町村都市計画決定等に関する同意協議にあたっての配慮

知事は、市町村が大規模集客施設の立地に係る都市計画を定めようとして、知事に対し都市計画法に基づく同意協議を行ったときは、同法の規定により提出を求める関係市町村の意見に加えて、本章の手続で得られた関係市町村や住民等の意見も十分勘案するものとします。

(2) 立地に伴う関係法令運用にあたっての配慮

知事は、生活環境保持のための大規模小売店舗立地法や、土地利用調整・環境影響評価その他立地に伴う関係事務の根拠となる個別法に基づく行政執行にあたっては、本章の手続で得られた関係市町村や住民等の意見を十分勘案するよう努めるものとします。

立地計画書届出等手続の流れ



設置者は、県意見の受取後、法令に基づく手続を開始。

立地計画届出から県意見陳述までの所要期間は、最短で3か月程度が見込まれる(説明会開催の状況等によって変動)。

第4章 施設設置者の積極的な地域貢献活動の促進

《本章の意義》

大規模集客施設のうち小売店舗の開業後に設置者が行う地域貢献活動について、具体的な活動例を示すとともに、開業前に行う必要がある基本計画書提出等の手続を定めたものです。

1 対象施設等

(1) 対象店舗

本章の手続が必要となる施設は、大規模小売店舗立地法による届出が必要となる小売店舗のうち当該届出後の店舗面積が5千㎡を超えるものであって、次に該当するもの（以下「対象店舗」といいます。）です。

ア 新設が予定される大規模集客施設

イ 増床により新たに大規模集客施設となるもの

- 1 11ページの対象施設に係る（1）及び（2）は、上記のア及びイについて準用します。
- 2 既に本章の手続を行っている大規模集客施設が増床する場合は、改めて手続を行う必要はありません。

に掲げるほか、本章の手続（「3 地域貢献活動基本計画の提出等の手続」の（5）及び（6）に限ります。）が必要となる施設は、小売店舗のうち店舗面積が5千㎡を超えるものであって、次に該当するものです。

ア この方針の施行日において現に存する大規模集客施設

イ この方針の施行日において既に大規模小売店舗立地法に基づく届出が行われている新設の大規模集客施設

(2) その他

本章の手続は、中心市街地の活性化に関する法律の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域に立地する対象店舗についても、必要となります。

2 大規模小売店舗の設置者に求める地域貢献活動

地域貢献活動の具体的な取組事例は、次のとおりです。

対象店舗の設置者は、これらを参考に、自らの判断により積極的に地域貢献活動に取り組むことが期待されます。

なお、対象店舗以外の小売店舗についても、この方針を踏まえた積極的な地域貢献が望まれます。大規模小売店舗立地法による届出を行う際は、地域社会への貢献として取り組もうとしていることについても記載するよう努めてください。

地域貢献活動の具体事例

(1) 地域づくりへの協力

地域貢献担当窓口の設置

- ・ 地域の関係者と連絡・調整を図るための担当窓口を設置し、地域貢献活動への取組体制を明らかにする。

商圈内の中心市街地や商店街の活性化の取組への協力

- ・ 地域の関係者挙げて実施する地域の伝統行事や祭りなどに参加、支援を行う。
- ・ 商店街などが一体となって実施する共同売り出し、イベントなどの催事に参加、支援を行う。

商工会議所、商工会等への加入

- ・ まちづくりや地域経済の活性化に取り組む商工会議所、商工会、商店街団体などに加入し、地域の一員として一体となって取り組む。

市町村が進める地域づくりへの協力

- ・ 中心市街地活性化や地域振興のために市町村が進める地域づくりへの取組に協力する。
- ・ 自治会や社会福祉協議会など地域の団体が行うボランティア活動などの社会貢献活動について、活動場所の提供、従業員の参加などに協力する。

景観形成、街並みづくりへの協力

- ・ 店舗周辺の清掃美化活動や植樹・植栽など、地域の関係者挙げてその地域の美観・景観を保全するために行う地域活動に参加、支援を行う。

(2) 地域経済活性化の推進

地域及び県内の商業者のテナント入居促進

- ・ 大規模小売店舗が立地する地域及び県内の商業者のテナント入居を積極的に進める。

県内の卸売業者との取引促進

- ・ 地域経済の循環を促してその活性化を図るため、県内の卸売業者との取引を積極的に進める。

観光の P R

- ・ 県内観光地や各種イベントの紹介など、観光 P R に協力する。

地産地消の推進

- ・ イベントの開催やコーナーの設置など、県産品の P R や販売促進に協力するとともに、県産品の積極的な販売、利用を行う。

(3) 地域雇用確保への協力

安定的雇用の確保

- ・ 地域及び県内における安定的な雇用を確保するため、従業員の正社員としての採用を進める。
- ・ 結婚や出産・育児により退職した者の再雇用を進める。
- ・ 採用後において、各種資格の取得促進等の職業能力開発を推進する。

障害者雇用の促進等

- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の遵守はもとより、それを上回る雇用を進める。
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守はもとより、それを上回る雇用を進める。

(4) 地域の防災・防犯、交通安全対策の実施

災害時の避難場所、緊急時の物資の提供等

- ・ 災害発生時において、避難場所や救護場所として、駐車場などの敷地を提供する。
- ・ 災害発生時において、市町村、県からの依頼に応じ、食料・飲料、生活

用品などの緊急物資を提供する。

地域又は広域防災訓練への参加及び協力

- ・ 災害発生時の地域での共助による救助活動に備えるため、県、市町村や地域で行われる防災訓練などに参加、協力する。
- ・ A E D（自動体外式除細動器）を設置するとともに、従業員向け講習会等を開催し、取扱方法を周知徹底する。

防犯対策・青少年の非行防止対策の実施

- ・ 深夜営業の際は、適切な照明により見通しを確保するとともに、警備員を増員しての巡回、声かけ、年齢確認により、青少年の帰宅を促す。
- ・ 営業時間外における駐車場等の施錠等施設管理を徹底する。
- ・ 駐車場・駐輪場における犯罪の抑止のため、防犯灯、防犯カメラ等の設置などを行う。

緊急通報体制の確立

- ・ 地域における防犯対策の強化を図るため、店舗及びその周辺での事件発生時に警察への緊急通報や来客の避難誘導を行うための体制を整備する。

交通安全対策の実施

- ・ 交通事故防止や交通安全の啓発のため、市町村や地域で行われる交通安全運動などに参加、協力する。
- ・ 繁忙期や混雑時において、買物客や通行者の安全を確保するため、交通誘導員を増員して配置する。
- ・ 著しい交通渋滞が発生し、地域から苦情などが寄せられた場合において、追加的な対応策を講じ、交通渋滞の軽減を図る。

（５）少子高齢化対策等

県、市町村が実施する少子化対策への協力

- ・ やまなし子育て応援カード事業に協賛し、子育て応援カードを提示する利用者に対して商品の割引などのサービスを提供する。
- ・ 「子育て応援宣言」企業・事業所に応募し、従業員の仕事と子育ての両立や地域における子育てへの応援などに取り組む。

育児、介護休業制度活用の推進

- ・ 仕事と家庭を両立しやすい環境を整備するため、男性従業員を含めた育

児、介護休業の取得や短時間勤務制度の導入などを積極的に進める。

ユニバーサルデザインに配慮した店づくり

- ・ 高齢者や障害をもつ人、乳幼児を連れた人など、すべての人に使いやすい店舗の構造や設備(多目的用トイレ、授乳室等)を整備・設置する。

(6) 環境対策の推進

廃棄物抑制対策の実施

- ・ マイバッグやマイバスケットの持参を呼びかけるなど、「ノーレジ袋」への取組を進める。
- ・ 量り売りによるトレイの削減や、包装紙・紙袋の簡素化などを推進する。

リサイクル対策の実施

- ・ ペットボトル、食品トレイ等再生可能な資源を回収するため、リサイクルボックスを設置する。
- ・ 店舗内で発生した生ごみは、悪臭の発生などに配慮したうえで堆肥化など自家処理を行う。

環境美化対策の実施

- ・ ごみの投げ捨てや不法投棄を防止するため、ごみ箱を適切な場所に設置するとともに、ごみのポイ捨て禁止や持ち込み禁止の意識啓発を図る。

エネルギー対策の推進

- ・ 過剰な照明器具の削減や空調設備の適切な温度設定を行うとともに、これらの定期的な清掃や保守点検を実施する。
- ・ 太陽光発電や燃料電池などの新エネルギー設備の設置を行う。

エコドライブ運動の推進

- ・ 自家用車による二酸化炭素等の排出を抑制するため、駐車場でのアイドリングストップを来客に周知する看板の設置などを行う。

豊かな森づくりへの協力

- ・ 企業や団体による森づくり活動に取り組み、地域と一体となった森林づくりを行う。

(7) 核テナント撤退や店舗閉鎖時の対策

撤退に関する早期の情報提供等

- ・ 撤退（退店）に関する情報を可能な限り早い時期に公表するとともに、撤退（退店）の時期やその後の対応策について、地域の関係者に説明する。
- ・ 取引先企業の経営が悪化しないよう、店舗閉鎖に関する早期の情報提供や後継店への紹介を行う。

後継店の確保

- ・ 地域住民の買物の利便性が損なわれないよう、地権者等と協力して後継店を確保する。

従業員の雇用の確保

- ・ 地域における失業の発生を回避するため、関係機関と連携して、従業員の再就職支援や配置転換などを行い、従業員の雇いを確保する。

店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止

- ・ 店舗を閉鎖した場合は、閉鎖に伴う環境や景観の悪化を防止するため建物管理を徹底する。

3 地域貢献活動基本計画の提出等の手続

(1) 地域貢献活動基本計画(案)の提出及び公表

対象店舗の設置者は、あらかじめ、実施を予定する地域貢献活動の内容・時期などの必要事項を記載した『地域貢献活動基本計画(案)』《第6号様式》を知事に提出してください。

地域貢献活動基本計画(案)の提出は、次に掲げる時期までに行ってください。

ア 第3章2(12ページ参照)の立地計画届出等の手続が必要となる施設の場合：立地計画書に係る県意見が述べられた後であって、かつ、大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出をした日から1か月以内

イ アに掲げる場合以外の場合：大規模小売店舗立地法に基づく店舗の新設又は変更の届出をした日から1か月以内

なお、この基本計画(案)は、大規模小売店舗立地法による届出と併せて提出することも可能とします。

知事は、地域貢献活動基本計画(案)の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

(2) 地域貢献活動基本計画(案)説明会の開催

地域貢献活動基本計画(案)の提出者は、提出から2か月以内に、立地予定市町村において、当該基本計画(案)の内容を周知するための説明会を開催してください。

この説明会は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の説明会と併せて開催することも可能とします。

の説明会開催にあたっては、大規模小売店舗立地法第7条第2項の公告に準じて、開催日時、場所その他出席者に必要な情報を広く周知してください。

地域貢献活動基本計画（案）の提出者は、 の説明会を開催したときは、その状況を記載した『地域貢献活動基本計画（案）説明会開催結果報告書』《第7号様式》を、開催日から2週間以内に、知事に提出してください。

（3）市町村・住民意見の提出機会の提供等

市町村、住民、事業者、商工会議所・商工会等は、知事が地域貢献活動基本計画（案）を公表した日から2か月以内に、知事に対して当該基本計画（案）に関する意見を『地域貢献活動基本計画（案）に関する意見書』《第8号様式》により提出することができます。

知事は、 により市町村等から意見が提出されたときは、意見提出期間の終了後速やかに、その意見の概要を県のホームページにより公表します。

（4）県意見の陳述・公表

知事は、（2）の説明会開催結果及び（3）の意見内容を踏まえ、地域貢献活動基本計画（案）の提出者に対し、提出から4か月以内に、当該基本計画（案）に関する県としての意見を述べる（特に意見がないときは、その旨を通知する）ものとします。

知事は、地域貢献活動基本計画（案）の提出者に対して意見を述べたときは、速やかにその内容を県のホームページにより公表します。

（5）地域貢献活動基本計画書の提出

対象店舗の設置者は、（4）の県意見を踏まえ、開業前にあらかじめ『地域貢献活動基本計画書』《第9号様式》を知事に提出してください。

本章1（1）に掲げる施設（16ページ参照）の設置者は、この方針の施行日から4か月以内に、地域貢献活動基本計画書を知事に提出してください。

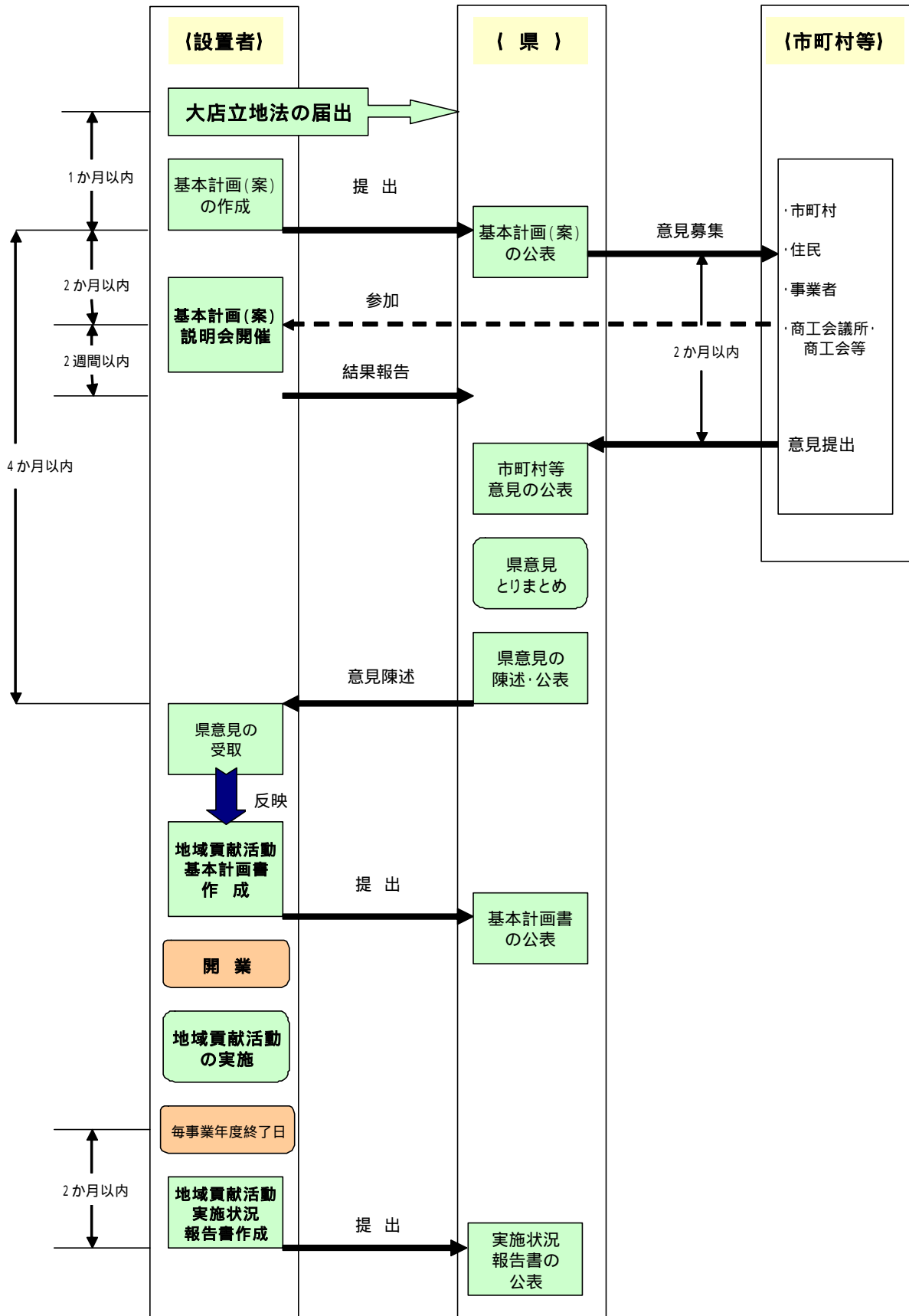
知事は、 又は により基本計画書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

(6) 地域貢献活動実施状況報告書の提出

(5) の基本計画書を提出した者は、開業後、毎営業年度の終了日の翌日から 2 か月以内に、『地域貢献活動実施状況報告書』《第 1 0 号様式》 を知事に提出してください。

知事は、 の報告書の提出があったときは、速やかに県のホームページにより公表します。

地域貢献活動基本計画提出等手続の流れ



第5章 方針の推進にあたって

1 推進体制

(1) 市町村などとの連携

県は、この方針の推進にあたっては、市町村その他の関係団体との密接な連携に努めるものとします。

(2) 庁内推進体制

大規模集客施設の立地をめぐることは、その影響の大きさから、多数の関係法令や県の関係部門の関与が必要となります。

したがって、県として一体的に大規模集客施設の立地適正化を推進していくためには、関係事務・法令を所管する部門相互間の全庁的な連携が欠かせないこととなります。

このため、庁内連携組織体制を構築し、立地計画情報の迅速な庁内共有を図るとともに、個別の事案について、関係の個別法令のほか、「やまなし都市づくりの基本方針」及びこの方針の趣旨に留意し、適切に対応していきます。

2 県の役割と他機関への期待

(1) 県の役割

地域のまちづくりに一義的に責任を負うのは、住民に最も身近な基礎自治体である市町村です。

一方、県としては、広域の行政主体として、単独市町村域を超えて影響を及ぼす大規模集客施設の立地適正化を図り、都市構造全体の改善を図ることに役割を果たしていくことが必要です。

このため、関係法令の厳正な執行及びこの方針に定める事項の着実な遂行により、大規模集客施設の立地適正化に努めていきます。

(2) 市町村への期待

前述のとおり、市町村には、住民に最も身近な行政主体として、地域のまちづくりのために重要な権限と責任が付与されています。

一方、全国的に、郊外地域への大規模集客施設の立地推進に取り組む市町村のケースが多く見られ、周辺地域などに広域的に及ぼす影響への関心は、高いとは言えない傾向にあります。

市町村においては、国・県におけるまちづくり政策の転換も踏まえ、都市機能の市街地集積と無秩序な郊外拡散の抑制による都市構造の適正化に向けて、県との密接な連携とパートナーシップのもと、その与えられた都市計画その他の土地利用調整に関する法的権限を厳正に執行していくことが重要です。

特に、大規模集客施設の立地計画を把握した場合は、速やかに県に情報提供を行うなど、この方針の推進への具体的・積極的な協力が期待されます。

立地市町村においては、県への情報提供にあたり立地計画に対する参考意見を付するよう努めてください。

(3) 大規模集客施設の設置者などの事業者への期待

本県内での大規模集客施設の立地を検討する事業者においては、この方針をはじめ、県の都市計画や土地利用に関する諸方針・諸計画を的確に理解した上で、立地計画検討にあたっての最重要資料としていただく必要があります。

また、この方針により事業者に求められる立地計画届出や地域貢献活動基本計画の提出などの手続を正しく理解した上で、時機を逸することなく適切に対応されることが期待されます。

さらに、地域貢献活動など、県が推進する開業後の取組に関しても、自主的・積極的な協力が期待されています。

雑 則

施行期日

この方針は、平成19年11月30日から施行します。

経過措置

この方針の施行日から3か月を経過した日(平成20年2月29日)までに、新設または増床について許可等に係る申請その他の法定手続が県等に対して行われている大規模集客施設については、第3章の手続は不要とします。

様式編

この方針に基づく県知事への届出、報告及び意見提出を行う際、使用していただく様式です。

様式一覧表

様式番号	様式名	掲載ページ	本文参照箇所
第1号様式	立地計画書（新設）	P 2 9	P 1 2 第3章2（1）
第2号様式	立地計画書（増床）	P 3 0	P 1 2 第3章2（1）
第3号様式	立地計画変更届出書	P 3 1	P 1 3 第3章2（1）
第4号様式	立地計画説明会開催結果報告書	P 3 2	P 1 3 第3章2（3）
第5号様式 の1	立地計画に関する意見書 （市町村提出用）	P 3 3	P 1 3 第3章2（4）
第5号様式 の2	立地計画に関する意見書 （住民等提出用）	P 3 4	P 1 3 第3章2（4）
第6号様式	地域貢献活動基本計画（案）	P 3 5	P 2 2 第4章3（1）
第7号様式	地域貢献活動基本計画（案）説明会 開催結果報告書	P 3 9	P 2 3 第4章3（2）
第8号様式	地域貢献活動基本計画（案）に関する 意見書	P 4 0	P 2 3 第4章3（3）
第9号様式	地域貢献活動基本計画書	P 4 1	P 2 3 第4章3（5）
第10号 様式	地域貢献活動実施状況報告書	P 4 2	P 2 4 第4章3（6）

立地計画書（新設）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者名・連絡先電話番号)

大規模集客施設の立地に関する方針（第3章2（1））により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設の名称	
大規模集客施設の立地を予定する場所	(所在地) (位置図) 別添 1
大規模集客施設の規模及び業種	(合計床面積) 2 m ² (敷地面積) m ² (駐車場収容台数) 台 (施設で営む主な業種)
大規模小売店舗の概要 大規模小売店舗の場合に記入	(店舗面積) 2 m ² (核となる店舗の小売業者名)
	(その業態及び主な販売品目)
	(その他のテナント名)
立地（開業）までのスケジュール	(必要な法定手続の種類・着手予定時期) 3 (着工予定年月日) (開業予定年月日)

- 1 施設の位置関係がわかるような図面を添付してください。
- 2 複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P11参照）
- 3 都市計画法・農地法・大規模小売店舗立地法・農業振興地域整備法・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発事業の基準に関する条例・森林法に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P12参照）

立地計画書（増床）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
（担当者名・連絡先電話番号）

大規模集客施設の立地に関する方針（第3章2（1））により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設の名称	
大規模集客施設の所在地	（所在地） （位置図）別添 1
大規模集客施設の規模及び業種	（合計床面積） 2 ・増床前 m ² ・増床後 m ² （駐車場収容台数） ・増床前 台 ・増床後 台 （施設で営む主な業種）
大規模小売店舗の概要 大規模小売店舗の場合に記入	（店舗面積） 2 ・増床前 m ² ・増床後 m ²
	（核となる店舗の小売業者名） 変更となる場合に記入 （その業態及び主な販売品目）
	（その他のテナント名） 変更となる場合に記入
増床までのスケジュール	（必要な法定手続の種類・着手予定時期） 3 （着工予定年月日） （増床後開業予定年月日）

- 1 増床後の施設の位置関係がわかるような図面を添付してください。
- 2 既存施設の周辺に別棟が設置され、これら複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P11 参照）
- 3 都市計画法・農地法・大規模小売店舗立地法・農業振興地域整備法・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発の基準に関する条例・森林法に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P12 参照）

第3号様式

立地計画変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者名・連絡先電話番号)

大規模集客施設の立地に関する方針(第3章2(1))により、次のとおり届け出ます。

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の立地予定場所
- 3 変更の内容

(変更前)

(変更後)
- 4 変更の理由

立地計画説明会開催結果報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者名・連絡先電話番号)

大規模集客施設の立地に関する方針(第3章2(3))により、次のとおり届け出ます。

- 1 大規模集客施設の名称
- 2 大規模集客施設の立地予定場所
- 3 説明会の開催周知
 - (1) 周知した日
 - (2) 周知した方法
- 4 説明会開催結果の概要
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 説明者
 - (4) 出席者数
 - (5) 説明の概要
 - (6) 出席者からの意見・質問の要旨及び設置者の回答内容
議事録その他参考になる資料を添付してください。

立地計画に関する意見書

年 月 日

山梨県知事 殿

市 町 村 長

大規模集客施設の立地に関する方針(第3章2(4))により、次のとおり意見を述べます。

1 大規模集客施設の名称及び立地予定場所

2 意見の内容

(1) 意見

(2) 理由

記入上の注意

- (1) 設置が計画される大規模集客施設について、その立地の適正化を図る見地から意見を述べてください。
- (2) 記述にあたっては、「大規模集客施設の立地に関する方針」の趣旨・目的を逸脱した意見は述べることができないことに留意し、できるだけ意見の根拠を明確にするよう努めてください。
- (3) 提出された意見については、その概要を県のホームページで公表します。

立地計画に関する意見書

住所

氏名又は名称

法人にあつてはその代表者の氏名

(担当者名・連絡先電話番号)

大規模集客施設の立地に関する方針(第3章2(4))により、次のとおり意見を述べます。

- 1 大規模集客施設の名称及び立地予定場所
- 2 提出する意見の区分(必ずいずれかにチェックしてください。)

<p>この意見書は、計画中の大規模集客施設が、 周辺地域の居住環境(騒音、交通安全性、景観など)に与える影響 都市のはたらき(交通渋滞、道路等社会基盤の新規整備の必要性など)に与える 影響 周辺の関係市町村のまちづくりに与える影響 について、意見を述べるものです。</p>
--

ご意見の記述にあたっては、大規模小売店舗立地法の規定により、地方公共団体による地域的な需給調整は行うことができないことに特にご留意ください。

3 意見の内容

(1) 意見

(2) 理由

記入上の注意

- (1) あなたは、設置が計画される大規模集客施設の立地の適正化を図る見地から、ご意見を述べることができます。
- (2) あなたが提出したご意見については、その概要を県のホームページで公表します。
- (3) ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。
- (4) ご意見が、公序良俗に反するときや、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められるときは、公表しない場合があります。

地域貢献活動基本計画（案）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
（担当者名・連絡先電話番号）

大規模集客施設の立地に関する方針（第4章3（1））により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 地域貢献活動担当窓口
 - （1）部署名
 - （2）担当者職氏名
 - （3）連絡先電話番号
 - （4）メールアドレス
- 3 営業年度
毎年 月 日 ~ 翌年 月 日
- 4 地域貢献活動基本計画（案）の内容
（別紙のとおり）

(別紙)

事項	項目	地域貢献活動の内容 (具体的に記入)	実施時期	目標数値(できるだけ記入)
1 地域 域 づ く り へ の 協 力	地域貢献担当窓口の設置 商圏内の中心市街地や商 店街の活性化の取組への協 力 商工会議所、商工会等へ の加入 市町村が進める地域づく りへの協力 景観形成、街並みづくり への協力			
2 地 域 経 済 活 性 化 の 推 進	地域及び県内の商業者の テナント入居促進 県内の卸売業者との取引 促進 観光のPR 地産地消の推進			
3 地 域 雇 用 確 保 へ の 協 力	安定的雇用の確保 障害者雇用の促進等			

<p>4 地 域 の 防 災 ・ 防 犯 、 交 通 安 全 対 策 の 実 施</p>	<p>災害時の避難場所、緊急 時の物資の提供等</p> <p>地域又は広域防災訓練へ の参加及び協力</p> <p>防犯対策・青少年の非行 防止対策の実施</p> <p>緊急通報体制の確立</p> <p>交通安全対策の実施</p>			
<p>5 少 子 高 齢 化 対 策 等</p>	<p>県、市町村が実施する少 子化対策への協力</p> <p>育児、介護休業制度活用 の推進</p> <p>ユニバーサルデザインに 配慮した店づくり</p>			
<p>6 環 境 対 策 の 推 進</p>	<p>廃棄物抑制対策の実施</p> <p>リサイクル対策の実施</p> <p>環境美化対策の実施</p> <p>エネルギー対策の推進</p> <p>エコドライブ運動の推進</p> <p>豊かな森づくりへの協力</p>			

<p>7 核 テ ナ ン ト 撤 退 や 店 舗 閉 鎖 時 の 対 策</p>	<p>撤退に関する早期の情報 提供等</p> <p>後継店の確保</p> <p>従業員の雇用の確保</p> <p>店舗閉鎖に伴う環境悪化 の防止</p>			
<p>8 そ の 他</p>				

地域貢献活動基本計画（案）説明会開催結果報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
（担当者名・連絡先電話番号）

大規模集客施設の立地に関する方針（第4章3（2））により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 説明会の開催周知
 - （1）周知した日
 - （2）周知した方法

- 3 説明会開催結果の概要
 - （1）開催日時
 - （2）開催場所
 - （3）説明者
 - （4）出席者数
 - （5）説明の概要
 - （6）出席者からの意見・質問の要旨及び設置者の回答内容
議事録その他参考になる資料を添付してください。

地域貢献活動基本計画（案）に関する意見書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名又は名称

法人にあってはその代表者の氏名

（担当者名・連絡先電話番号）

大規模集客施設の立地に関する方針（第4章3（3））により、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 意見の内容

（1）意見

（2）理由

記入上の注意

- (1) あなたは、設置者の積極的な地域貢献活動を促進する見地から、ご意見を述べることでありますので、大規模集客施設の立地に関する方針（第4章2）に掲げる取り組み事例を参考に、できるだけ具体的にお書きください。
- (2) あなたが提出したご意見については、その概要を県のホームページで公表します。
- (3) ご意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。
- (4) ご意見が、公序良俗に反するときや、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められるときは、公表しない場合があります。

地域貢献活動基本計画書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者名・連絡先電話番号)

大規模集客施設の立地に関する方針(第4章3(5))により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 2 地域貢献活動担当窓口
 - (1) 部署名
 - (2) 担当者職氏名
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) メールアドレス

- 3 営業年度
毎年 月 日 ~ 翌年 月 日

- 4 開業日時
年 月 日 (時 分)

- 5 地域貢献活動基本計画の内容
(別紙のとおり)

第6号様式の(別紙)を使用してください。

地域貢献活動実施状況報告書

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名又は名称
法人にあってはその代表者の氏名
(担当者名・連絡先電話番号)

大規模集客施設の立地に関する方針(第4章3(6))により、次のとおり提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 地域貢献活動担当窓口

(1) 部署名

(2) 担当者職氏名

(3) 連絡先電話番号

(4) メールアドレス

3 営業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

4 地域貢献活動実施状況の内容

(別紙のとおり)

(別紙)

事項	項目	地域貢献活動の内容 (具体的に記入)	新規・継続 の別	実施時期	実績数値(でき るだけ記入)
1 地域 づくり の 協 力	地域貢献担当窓口 の設置 商圏内の中心市街 地や商店街の活性化 の取組への協力 商工会議所、商工 会等への加入 市町村が進める地 域づくりへの協力 景観形成、街並み づくりへの協力				
2 地 域 経 済 活 性 化 の 推 進	地域及び県内の商 業者のテナント入居 促進 県内の卸売業者と の取引促進 観光のPR 地産地消の推進				
3 地 域 雇 用 確 保 へ の 協 力	安定的雇用の確保 障害者雇用の促進 等				

<p>4 地 域 の 防 災 ・ 防 犯 、 交 通 安 全 対 策 の 実 施</p>	<p>災害時の避難場所 、緊急時の物資の提 供等 地域又は広域防災 訓練への参加及び協 力 防犯対策・青少年 の非行防止対策の実 施 緊急通報体制の確 立 交通安全対策の実 施</p>				
<p>5 少 子 高 齢 化 対 策 等</p>	<p>県、市町村が実施 する少子化対策への 協力 育児、介護休業制 度活用の推進 ユニバーサルデザ インに配慮した店づ くり</p>				

6 環 境 対 策 の 推 進	廃棄物抑制対策の 実施 リサイクル対策の 実施 環境美化対策の実 施 エネルギー対策の 推進 エコドライブ運動 の推進 豊かな森づくりへ の協力				
7 核 テ ナ ン ト 撤 退 や 店 舗 閉 鎖 時 の 対 策	撤退に関する早期 の情報提供等 後継店の確保 従業員の雇用の確 保 店舗閉鎖に伴う環 境悪化の防止				
8 そ の 他					

《この方針に関するお問い合わせ先》

第3章（立地計画の届出等の手続）に関すること

山梨県 知事政策室 政策推進担当

TEL 055-223-1553

FAX 055-223-1776

第4章（地域貢献活動の促進）に関すること

山梨県 商工労働部 商業振興金融課

TEL 055-223-1535

FAX 055-223-1534

立地に係る関係法令についてのお問い合わせ

（都市計画法関係） 山梨県 土木部 都市計画課

TEL 055-223-1715 FAX 055-223-1724

（建築基準法・都市計画法（開発許可）関係） 山梨県 土木部 建築指導課

TEL 055-223-1734 FAX 055-223-1707

（農地諸法関係） 山梨県 農政部 農村振興課

TEL 055-223-1595 FAX 055-223-1599

（環境影響評価関係） 山梨県 森林環境部 みどり自然課

TEL 055-223-1318 FAX 055-223-1559